

# 郵送による国民健康保険加入届のしかた

退職等により職場の健康保険の資格を喪失した場合、国民健康保険の資格取得届は郵送でも受け付けております。

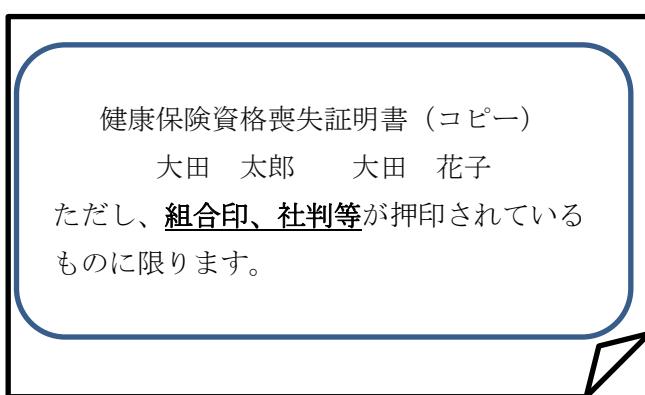
書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることができます。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。

郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

新しい国民健康保険証は不備や不足等がなければ、届出後、1週間から10日程度で世帯主の方あてに簡易書留にて郵送いたします。

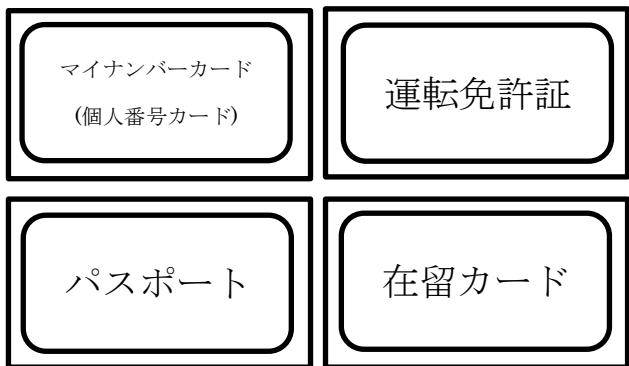
## ① 健康保険組合又は勤務先等の 健康保険資格喪失証明書のコピー (加入者全員が記載されているもの)



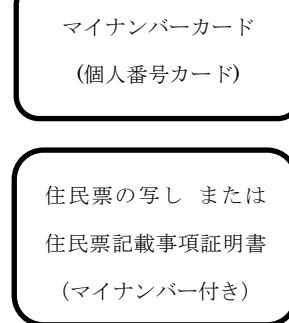
## ② 取得届出書

HPでダウンロードしたものか、  
窓口で配布しているものをご利用ください。

## ③ 届出人の身元確認書類のコピー (有効期間内のものに限ります)



## ④ 世帯主と加入者のマイナンバー確認書類のコピー



※通知カードは氏名、住所等が  
住民票と一致している場合のみ

等

以上①～④を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

〒144-8621  
大田区蒲田5-13-14  
大田区役所  
国保年金課 国保資格係 行